

厚生発 0304 第 4 号
5 輸国第 4559 号
令和 6 年 3 月 4 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国、欧州連合（EU）、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 EU-A1「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、EUにおいて、第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則が発効したこと等を受け、別紙 EU-A1 について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 改正内容

(1) 令和 8 年 9 月 3 日以降に EU 及びノルウェーを通関する牛肉の由来する

牛におけるホスホン酸誘導体（ホスホマイシンの水和物及び塩類を有効成分とする製剤。以下「ホスホマイシン」という。）の使用歴の申告に係る事項の記載を追加

- (2) EU等向け輸出牛肉に係る残留物質モニタリングについて農場においても実施する旨を追加
- (3) その他所要の改正

2 留意事項

- (1) EU及びノルウェー向けに輸出される牛肉であっても、令和8年9月3日より前にEU及びノルウェーを通関する場合は、別紙様式7-1及び別紙様式7-3におけるホスホマイシンの使用歴に関するチェック欄への記入は不要であること。
- (2) 別紙様式6-1、別紙様式7-1及び別紙様式7-3の切り替えに移行期間を設け、本日から令和6年9月2日までは、旧様式又は新様式のいずれであっても使用可能とすること。令和6年9月3日以降は、新様式のみを使用すること。